

1. 対象事業者の分類

本法律では、事業者の形態によって、義務的に制度の対象となる「学校設置者等」と、任意で認定を受ける「民間教育保育等事業者」に分けられます。

分類	主な対象施設・事業	法的義務の性格
学校設置者等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）、認定こども園、保育所、児童相談所（一時保護施設含む）、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設など。	法律上の義務として安全確保措置（犯罪事実確認等）を実施する。
民間教育保育等事業者	学習塾、スポーツクラブ、水泳教室、ピアノ教室、書道教室、放課後児童健全育成事業（放課後子供教室等）、認可外保育施設、ベビーシッターマッチングサイト運営者、障害児への指定障害福祉サービス事業など。	任意でこども家庭庁の認定を受けることで制度に参加し、認定後は義務が発生する。

2. 対象従事者の分類

対象となる従事者は、上記の事業者には雇用、または委託されている者のうち、子どもと密接に接する業務を行う人が対象となります。

分類（名称）	主な職種例	判断基準（3つの要件）
教員等 （学校設置者等の従事者）	ア）職種全体が対象になる 校長、園長、教諭、保育士、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動指導員、実習助手、寄宿舎指導員、児童心理司、児童福祉司、児童指導員など。 イ）職種の一部が対象になり得る 事務職員、スクールソーシャルワーカーなど。	以下の3つの要件をすべて満たす者が対象： 1. 支配性 ：指導やコミュニケーションを通じて優越的・支配的な立場に立つ場合。 2. 継続性 ：日常的、定期的、または反復継続して接する場合。 3. 閉鎖性 ：第三者の目が届かない状況（オンラインを含む）で接する場合。
教育保育等従事者 （認定事業者の従事者）	ア）職種全体が対象になる 専修学校（一般課程）・各種学校の教員、学習塾の講師、スポーツコーチ、事業所の管理者など。 イ）職種の一部が対象になり得る 事務職員、清掃員など。	

・業務内容が「支配性・継続性・閉鎖性」の要件を満たすかどうか実態に基づいて判断されます。

・大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められません。

・イ）が対象外となる例：子どもと接触しない事務作業のみを行う事務員（支配性・閉鎖性なし）
保護者、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は保護者や他の職員の同席が想定されるスクールソーシャルワーカー など

・なお、犯罪事実確認の実施の可否を最終的に判断するのは対象事業者であるため、判断の結果、全ての実習生等に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

3. ボランティア等従事期間が短い者の取り扱い

従事する期間が短い者（1日、数日等）、ボランティアスタッフ等についても、教員等又は教育保育等従事者に該当する者である限り、従事期間による例外はなく、「教員等」又は「教育保育等従事者」として取り扱われます。

一方、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、業務内容に照らして教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない場合は対象となりません。

形態	区分	具体例	考え方
ボランティア	対象となる	・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に対面で指導、交流等を行うことが想定される場合	①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため 支配性 、 ②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため 継続性 、 ③第三者の同席がない場合が想定されることから 閉鎖性 をそれぞれ満たす。
		・大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と対面で接することが想定される場合	①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため 支配性 、 ②月2回と定期的である点から 継続性 、 ③第三者の同席がない場合が想定されることから 閉鎖性 をそれぞれ満たす。
		・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合	①個別指導等により児童等との一定の接触があるため 支配性 、 ②定期的である点から 継続性 、 ③第三者の同席がない場合が想定されることから 閉鎖性 をそれぞれ満たす。
ボランティア	対象外	・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合	継続性 がなく、参加者として整理
その他	対象外	・学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者	・1日だけであり、 継続性 を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、 支配性 、 閉鎖性 も満たさない。 ・第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、 支配性 、 閉鎖性 を満たさない。